

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託
基本協定書（案）

目 次

第1条	(目的)	2
第2条	(定義)	2
第3条	(基本的合意)	3
第4条	(株主間協定の締結及び新会社の設立)	3
第5条	(事業譲渡契約の締結等)	4
第6条	(包括委託契約の締結等)	5
第7条	(反社会的勢力排除、談合その他の不正行為)	5
第8条	(資金調達義務)	6
第9条	(準備行為)	7
第10条	(包括委託契約等の不成立)	7
第11条	(権利義務の譲渡)	7
第12条	(秘密保持)	8
第13条	(本協定の有効期間)	8
第14条	(協議)	9
第15条	(準拠法及び裁判管轄)	9

糸魚川市（以下「市」という。）と糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の優先交渉権者として選定された【 】（以下「優先交渉権者」という。）の構成員（以下「優先交渉権者構成員」という。）である【 】及び【 】は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本協定は、募集要項等に定める手続により、新会社を通じて本事業を実施する者として優先交渉権者が選定されたことを確認し、本事業を実施することを目的として優先交渉権者構成員及び市が株主間協定に基づき新会社を設立した上で、市と新会社の間における本事業に関する事業譲渡契約及び包括委託契約の締結に向けて、市と優先交渉権者構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

第2条 （定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ガス事業」とは、事業譲渡契約に基づき市から新会社に譲渡される糸魚川市ガス事業をいう。
- (2) 「株主間協定」とは、新会社の設立、運営及び株式の処分等につき、市と優先交渉権者構成員が締結する株主間協定書をいう。
- (3) 「包括委託契約」とは、上下水道事業の実施に関し、市と新会社との間で締結する糸魚川市上下水道事業包括委託契約書（仮契約書を含む。）をいう。
- (4) 「事業譲渡契約」とは、ガス事業の譲渡に関し、市と新会社との間で締結する糸魚川市ガス事業譲渡契約書（仮契約書を含む。）をいう。
- (5) 「上下水道事業」とは、包括委託契約に基づき市が新会社に委託する糸魚川市上下水道事業をいう。
- (6) 「新会社」とは、本事業を実施することを目的として、優先交渉権者構成員及び市が設立する株式会社をいう。
- (7) 「代表企業」とは、優先交渉権者構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された【 】をいう。
- (8) 「提案書類」とは、優先交渉権者が●年●月●日付で提出した提案審査書類その他本事業の実施に係る提案書類一式（提案審査書類についての確認事項回答文書その他提案書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答

- (市に提出された書類を含む。)を含む。)をいう。
- (9)「独占禁止法」とは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）をいう。
- (10)「暴力団対策法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）をいう。
- (11)「募集要項」とは、市が平成●年●月●日付で公表した糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業募集要項をいう。
- (12)「募集要項等」とは、募集要項、その添付書類及びそれらの補足資料（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後のものによる。）並びに質問回答その他これらに関して市が発出した書類（基本協定書（案）、事業譲渡契約書（案）、包括委託契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (13)「本議決権株式」とは、新会社が発行する株式で、新会社の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (14)「本事業」とは、事業譲渡契約に基づき新会社が市から譲り受けるガス事業及び包括委託契約に基づき要求水準書に従って実施する上下水道事業の総称をいう。
- (15)「本事業開始日」とは、事業譲渡契約に定める譲渡日又は包括委託契約に定める運営開始日のいずれか早い方の日をいう。
- (16)「要求水準書」とは、糸魚川市上下水道事業包括委託要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (17)「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

第3条 （基本的合意）

- 1 市及び優先交渉権者構成員は、優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、市と共に新会社を設立し、新会社をして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。
- 2 優先交渉権者構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守の上、市に対し、提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

第4条 （株主間協定の締結及び新会社の設立）

- 1 市及び優先交渉権者構成員は、本協定締結後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市と優先交渉権者構成員との間において、株主間

協定を締結するものとする。この場合において、市は、募集要項等に定める手続において修正された株主間協定書（案）の修正には、原則として応じないものとする。

- 2 市及び優先交渉権者構成員は、前項に基づき締結した株主間協定に従い、次に掲げる条件による株式会社を新会社として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、適式、有効かつ適法に設立する。
 - (1) 本店所在地 糸魚川市内
 - (2) 資本金 ●万円（資本準備金 ●万円）
 - (3) 発行済株式総数 ●株
- 3 前項に規定する新会社の設立に際して、市は、次に掲げる要領により新会社の本議決権株式を引き受けるものとする。
 - (1) 株式の種類及び数 普通株式 [●] 株
 - (2) 株式の払込金額 1 株につき金 [●] 円
 - (3) 保有議決権割合 [●] パーセント¹

第5条 （事業譲渡契約の締結等）

- 1 優先交渉権者構成員は、新会社をして、●年●月●日までに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市との間において、ガス事業に関する事業譲渡契約が締結できるよう、最大限の努力をするものとする。この場合において、市は、募集要項等に定める手続において修正された事業譲渡契約書（案）の修正には、原則として応じないものとする。
- 2 事業譲渡契約の締結に先立ち、優先交渉権者構成員は、市から請求があった場合には速やかに、市に対し、提案書類の詳細を明確にするために市が必要又は相当として合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下この条において「資料等」という。）を提供するものとする。
- 3 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に満たない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者構成員は、自己の費用及び責任により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正するものとする。
- 4 市は、事業譲渡契約を締結する前に、優先交渉権者構成員のいずれかが第7条各号のいずれかに該当するときは、事業譲渡契約を締結しないことができるものとする。

¹ 市の新会社に対する当初出資額は最大 5000 万円、保有議決権割合は 3～10%を想定していますが、実際の金額、引受株式数等については公募手続を踏まえて決定します。

第6条 （包括委託契約の締結等）

- 1 優先交渉権者構成員は、新会社をして、●年●月●日までに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市との間において、上下水道事業に関する包括委託契約が締結できるよう、最大限の努力をするものとする。この場合において、市は、募集要項等に定める手続において修正された包括委託契約書（案）の修正には、原則として応じないものとする。
- 2 包括委託契約の締結に先立ち、優先交渉権者構成員は、市から請求があった場合には速やかに、市に対し、資料等を提供するものとする。
- 3 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に満たない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者構成員は、自己の費用及び責任により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正するものとする。
- 4 市は、包括委託契約を締結する前に、優先交渉権者構成員のいずれかが次条各号のいずれかに該当するときは、包括委託契約を締結しないことができるものとする。

第7条 （反社会的勢力排除、談合その他の不正行為）

優先交渉権者は、本契約、事業譲渡契約及び包括委託契約の締結のいずれの時点においても、優先交渉権者構成員のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。

- (1) 優先交渉権者が本事業の参加資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 資力の低下等により事業譲渡契約又は包括委託契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 市の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (4) 役員等（優先交渉権者構成員が個人である場合にはその者を、優先交渉権者構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 事業譲渡契約又は包括委託契約の履行に係る必要な物品の購入その他の契約の締結に当たり、その相手方が第4号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 優先交渉権者構成員が、第3号から第7号までのいずれかに該当する者を事業譲渡契約又は包括委託契約の履行に係る必要な物品の購入その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、市が優先交渉権者構成員に対して契約の解除を求めたにもかかわらず、優先交渉権者構成員がこれに従わなかったとき。
- (11) 本事業に関し、公正取引委員会が、優先交渉権者構成員に違反行為があったとして独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、又は同法第65条若しくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (12) 本事業に関し、優先交渉権者構成員が、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。
- (13) 本事業に関し、優先交渉権者構成員（優先交渉権者構成員が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (14) PFI法第9条に規定する欠格事由に該当したとき。
- (15) 偽りその他不正の方法により本事業の優先交渉権者として選定されたとき。

第8条 （資金調達義務）

優先交渉権者構成員は、提案書類に基づき、新会社による借入れその他の新会社の資金調達を実現させるものとする。

第9条 （準備行為）

優先交渉権者構成員は、新会社の設立前であっても、新会社が本事業開始日として予定する日から確実に本事業を実施できるよう、自己の費用及び責任において必要な準備行為を実施すると共に、株主間協定に基づく新会社の設立後、当該準備行為を新会社に適切に承継しなければならない。この場合、市は必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。

第10条 （包括委託契約等の不成立）

- 1 優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由（第6条第4項又は第7条第4項に該当する場合を含む。）により、事業譲渡契約又は包括委託契約の締結に至らなかった場合（株主間協定、事業譲渡契約、包括委託契約のいずれかの契約が、契約締結若しくは効力発生に至らなかった場合又は本事業開始日までにこれらの契約のいずれかを解除し、若しくは終了した場合を含む。以下この条において同じ。）は、優先交渉権者構成員は、それぞれ本事業の公募及び本事業の準備に関して支出した費用を負担し、及び連帯して市から請求された違約金を支払うものとする。
- 2 前項に規定する違約金の額は、金 50,000,000 円とする。ただし、市に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、市が優先交渉権者構成員に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 市の責めに帰すべき事由により、事業譲渡契約又は包括委託契約の締結に至らなかった場合において、優先交渉権者構成員が、市に対して既に優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の賠償請求を行うときは、あらかじめ市と協議しなければならないものとする。
- 4 市及び優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由（事業譲渡契約又は包括委託契約の締結に関する議案について糸魚川市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、事業譲渡契約又は包括委託契約の締結に至らなかった場合において、既に市及び優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとし、相互に債権債務関係は生じないものとする。

第11条 （権利義務の譲渡）

優先交渉権者構成員は、市の書面による事前の承諾なくして、本協定上の地位又は本協定により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保設定その他の処分をしてはならない。

第12条（秘密保持）

- 1 市及び優先交渉権者構成員は、本協定の履行に関して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、第三者への開示については、次の各号に規定する場合はこの限りでない。
 - (1) 裁判所、監督官庁により開示が命ぜられた場合
 - (2) 法令等により開示が必要とされる場合（市が糸魚川市議会に対して本事業に係る説明を行う際に提供する情報を、市が公表する場合を含む。）
 - (3) 優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合
 - (4) 市が糸魚川市情報公開条例（平成17年糸魚川市条例第14号）等に基づき開示する場合
 - (5) 次のア及びイに規定する者に、市及び優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - ア 当該情報を知る必要のある市又は優先交渉権者構成員の役員、職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家
 - イ 当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ市と優先交渉権者構成員の間で合意された会社等又はそれらの役員、職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家
- 2 次に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 相手方が開示し、又は提供した時点で、既に受領者が保有していた情報
 - (2) 相手方が開示し、又は提供した時点で、既に公にされていた情報
 - (3) 相手方が開示し、又は提供した後で、受領者の責めに帰すべき事由によらず公にされた情報
 - (4) 受領者が、相手方が開示し、又は提供した情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 相手方が開示し、又は提供した後で、受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

第13条（本協定の有効期間）

本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から事業譲渡契約及び包括委託契約がいずれも締結された日までとする。ただし、事業譲渡契約又は包括委託契約の締結に至らなかった場合は、それらの締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第12条及び第

15条の規定の効力は存続するものとする。

第14条（協議）

本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、市と優先交渉権者構成員が協議して定めるものとする。

第15条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は新潟地方裁判所とする。

[以下余白]

上記協定の締結を証するため、本協定書●通を作成し、市並びに代表企業及び各優先交渉権者構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

●年●月●日

市

新潟県糸魚川市●

糸魚川市

糸魚川市長 ●●●●

代表企業

【所在地】

【名 称】

【代表者】

優先交渉権者構成員

【所在地】

【名 称】

【代表者】